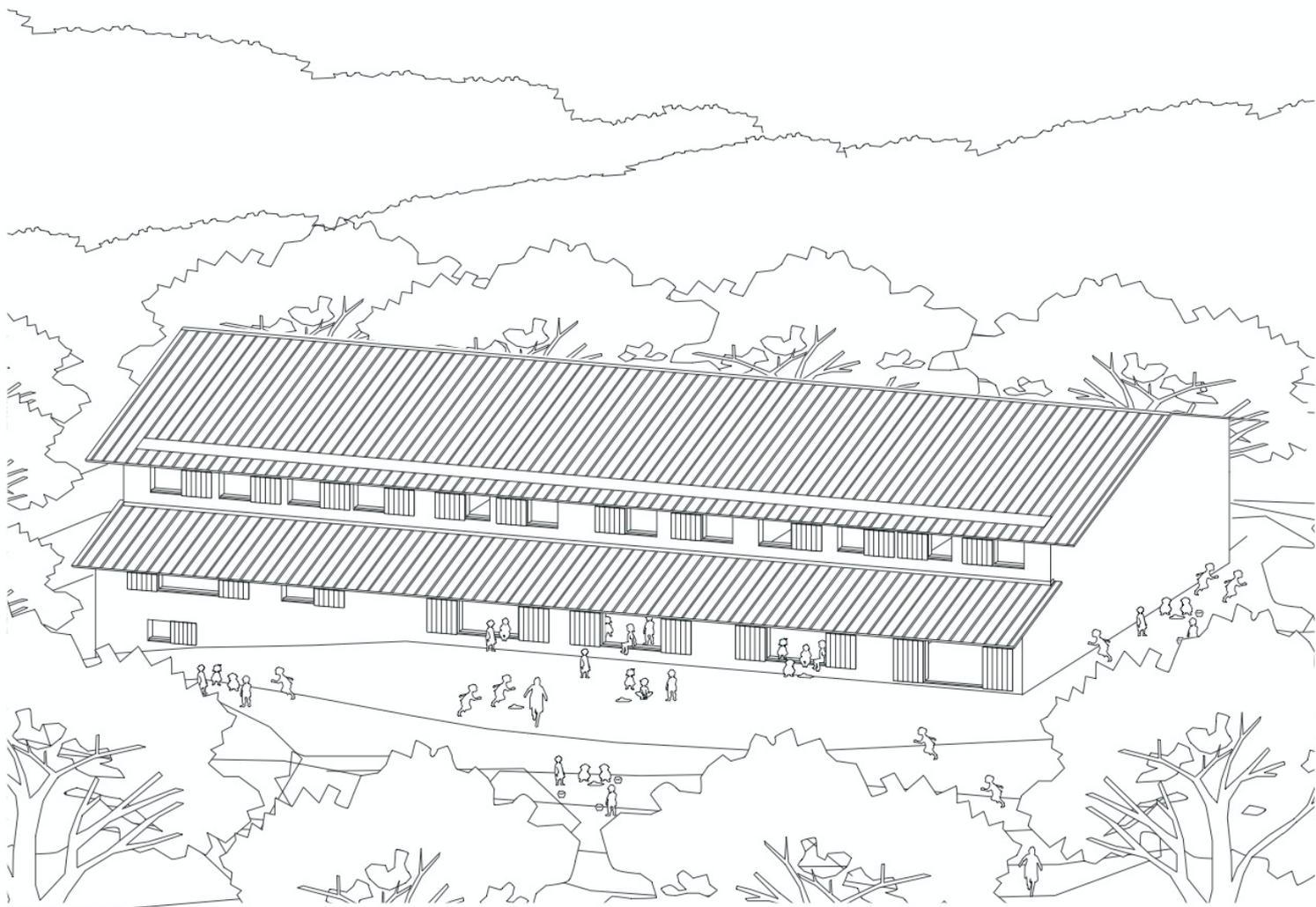


風木学童

2022年度

風の帰る森学童クラブ

入会案内・入会のしおり



入会案内

1. 入会要件	- 1 -
2. 入会申請期間	- 2 -
3. 入会申請の配布/提出/問い合わせ	- 3 -
4. 入会申請に必要な書類	- 3 -
5. 入会期間	- 5 -
6. 開所日と開所時間	- 5 -
7. 閉所日	- 6 -
8. 利用料	- 6 -
9. 保険について	- 8 -
10. 送迎について	- 10 -
11. 台風時の対応	- 11 -
12. 病気・感染症疾患について	- 12 -
13. 特別支援が必要な児童の受け入れについて	- 13 -
14. 減額・減免について	- 14 -
15. 風の帰る森学童クラブ利用における Q&A	- 14 -
16. 指数	- 15 -
17. 資料	- 20 -

入会のしおり

1. 風森学童が大切にすること	- 22 -
2. 風森学童の保育理念	- 23 -
3. 風森学童の運営	- 24 -
4. 持ち物（学童へ常備するもの）	- 24 -
5. 昼食・お弁当・おやつ	- 25 -
6. 学童への連絡	- 26 -
7. 宿題について	- 27 -
8. 育成支援の内容	- 27 -
9. 災害時の避難場所について	- 29 -
10. 児童虐待等防止について	- 29 -
11. 個人情報保護について	- 29 -
12. 要望・苦情窓口について	- 29 -
13. 風の帰る森周辺地図／通行ルール	- 30 -

入会案内

学童保育とは

①目的および役割

放課後児童健全育成事業（学童保育）は小学校及び盲・ろう・特別支援学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後及び土曜日、春・夏・冬の長期休みにおいて、家庭に代わる児童の**生活の場**と**遊びの場**を保障し、適切な遊びや支援を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また、子ども一人ひとりの発達の特徴などを理解したスタッフが勤務し、保護者や学校、地域と連携して子どもの育ちと、保護者の仕事と子育ての両立を支援する包括的な取り組みです。

②学童保育の法的根拠

児童福祉法で1997年「放課後健全育成事業」として位置づけられています。

第6条の3第2項

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

1. 入会要件

大岳小学校、清水小学校、久米島小学校へ就学中の児童（1～6年生）の内、以下の①②の要件を全て満たしている児童が入会の対象となります。

*比屋定小学校、美崎小学校、仲里小学校へ就学中の児童（1～6年）は基本的に他学童の校区となります。校区を超えて風の帰る森学童クラブ（以下、風森学童）へ入会希望の方は入会申請時にご申告お願いいたします。ご申請があった場合には福祉課、他学童、風森学童の3者協議を行います。

① 保護者の状況

ア. 保護者の就労等が「基準指数」（参照【16.指数】）のいずれかの状況にあること。就労の場合は月曜日～土曜日の間に3日以上（4週で12日以上）勤務していること。ただし、保護者の就労等の開始・終了時間が下表の判定条件を満たしていること。

イ. 児童の保護が必要な日*が月曜日～土曜日の間に3日以上（4週で12日以上）あること。ただし、1年生については月曜日～土曜日までの間に2日以上（4週で8日以上）あること。

ウ. 平日のお迎え<学童クラブ→自宅>や、学校休業日・長期休暇中についての送迎<自宅⇄学童クラブ>は保護者による送迎が可能であること。

*「保護が必要な日」とは、保護者双方の就労等があり、就労等の時間が次の表の判定条件を満たしている日のこととする。

	保護者の就労等の時間	
	開始時間	終了時間
平日	17時以前	15時以降
土曜日	12時以前	13時以降

*就労時間等には通勤時間等含む。

*両親が不存在等の場合は養育者の就労状況等により判定する。

*夜間就労の場合、勤務終了後に帰宅して睡眠や休息等就労に必要な時間を取るものと仮定し勤務等の終了時間+8時間を加えた時間を勤務等終了時間とみなす。

② 児童の状況（参照【17.資料】）

ア. 保護の必要な日の出席日数が3日以上（4週で12日以上）であること。ただし、1年生については出席日数が2日以上（4週で8日以上）であること。

イ. 学童クラブでの集団生活が可能であること。また、日々学童クラブに通うことができること（保護者等の介助を伴う場合を含む）。

2. 入会申請期間

- ・書類配布期間：2022年1月4日（火）～2022年1月31日（月）
- ・受付期間：2022年1月4日（火）～2022年1月31日（月）
- ・入会の面接：必要に応じて実施
- ・入会審査結果通知書の発送：2022年2月上旬予定

3. 入会申請の配布/提出/問い合わせ

配布/提出場所	・福祉課（久米島町役場仲里庁舎） ・教育委員会（久米島博物館） ・風の帰る森学童クラブ（銭田森林公園）
問い合わせ先	風の帰る森学童クラブ（一般社団法人帰風舎） TEL：080-6498-2574 MAIL：kazemorigakudou@gmail.com 久米島町役場 福祉課 TEL：098-985-7124

*久米島町のホームページでも入会申請書類がダウンロードできます

4. 入会申請に必要な書類

①申請書

- ・入会申請書

*申請児童1人につき1部をご提出下さい。

②就労等の状況を証明する書類

*兄弟姉妹2人以上を申請する場合、保護者1人につき各1部の提出で受け付けます。

保護者の状況	必要書類	内容
会社等で雇用されている方	勤務証明書	勤務先で記入をお願いします。 *勤務実態について不明点がある場合は勤務先に問い合わせる場合があります。 *2022年4月1日現在で育児休業中の場合は対象外。ただし、2022年4月中に復職予定の方は対象とし、就労証明書に復職予定日を記入し就労証明書をご提出下さい。

自営業・事業主の方 (漁業・農業・畜産業 に従事されている方)	自営業・内職証明書	ご自身で「農業・漁業・畜産業」欄ご記入下さい。不規則勤務の方は平均的な働き方を記入してご提出下さい。
自営業・事業主の方 (漁業・農業・畜産業以 外に従事されている方)	自営業・内職証明書	ご自身で「自営業欄」勤務状況についてご記入下さい。
内職	自営業・内職証明書	「内職証明書」欄を内職発注元でご記入をお願いします。
疾病(入院や療養等の方)	申立書・診断書 勤務証明書	ご自身で申立書に状況をご記入の上、勤務証明書に状況をご記入下さい。
障害のある方	申立書・手帳の写し 勤務証明書	ご自身で申立書に状況を記入下さい。併せて各種手帳の写しを添付下さい。
看護・介護をしている方	申立書・診断書 勤務証明書	ご自身で申立書に状況をご記入の上、勤務証明書に状況をご記入下さい。
就学・就学のための技能習得をしている方	申立書・在学証明書 勤務証明書	ご自身で申立書に状況を記入し勤務証明書に状況をご記入下さい。併せて在学証明書を添付下さい。
求職活動中または採用内定の方	申立書・勤務証明書	ご自身で申立書に状況を記入の上、勤務証明書に状況をご記入下さい。
災害	申立書・り災証明書	ご自身で申立書に状況をご記入の上、り災証明書の写しを併せて添付下さい。
妊娠	申立書・母子手帳	ご自身で申立書に状況をご記入の上、母子手帳出産予定日が記載されている頁の写しを添付下さい。

5. 入会期間

2022年4月1日～2023年3月31日

*一年度毎に入所申請が必要です。

*現在、長期休業期間中のみの利用や1日（1回）のみの利用はできません。

6. 開所日と開所時間

ア.開所日

月曜日～土曜日

イ.開所時間

・平日：11：00～18：30

・学校休業日（土曜・長期休暇中・振替休日等）：8：00～18：30

・延長利用：【前】7：40～7：59 【後】18：31～19：00

延長利用の料金については【8.利用料】にてご確認ください。

平日の過ごし方の例	土曜・長期休みの過ごし方の例
14：00 学校から風森学童へ送迎	7：40 前延長保育開始
～16：30	8：00 一般保育開始
自由遊び・外遊び・宿題など	9：30 朝の会
15：00 30分ごとに分散おやつ	自由遊び・イベントなど
～16：30	12：00 昼食→のんびりタイム
自由遊び・外遊び・宿題など	14：00 自由遊び・外遊び・宿題など
18：30 一般保育終了→延長保育開始	15：00 おやつ、自由遊び
19：00 延長保育終了	18：30 一般保育終了→延長保育開始
	19：00 延長保育終了

*「学童保育活動」の範囲と定義

平日：送迎車乗車以降から児童を保護者に引き渡すまで

土曜及び長期休暇：児童を保護者から預かり、引き渡すまで

7. 閉所日

- ①日曜日／祝日
- ②慰霊の日（6月23日）
- ③旧盆（ウークイのみ）
- ④年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑤台風等災害、感染症等による臨時休校（参照【11.台風時の対応、12.病気、伝染症疾患について】）
- ⑥上記以外に事業者が閉所と定めた日

8. 利用料

1人あたりの月額利用料は以下のア～クを合算した金額です。
※月によっては行事費をいただく場合があります。

ア.月額保育料

¥6000

- *出欠に関わらず在籍期間中は納付が必要です。
- *年度途中で退所する場合は退所日の属する月の月末までに「退所届」を学童クラブへ提出下さい。届出がない場合、利用料が発生しますのでご注意ください。
- *月途中の入退会は日割り計算となります。
- *利用料に滞納分がある（兄弟姉妹含）場合、翌年度利用ができない場合があります。
- *生活保護受給世帯は全額免除、児童扶養／就学援助受給世帯は月額の半額又は、4,000円のどちらか少ない額が減額されます。

イ.月額おやつ代

¥2000

- *月々のおやつ代として管理・運用します。
- *月途中の入退会は日割り計算となります。

ウ.土曜・学校休業期間中の昼食代

¥300/1食

- *昼食代として運営管理します。希望されない方はお弁当持参とします。
- *当日キャンセルの場合は料金をいただきます。

エ.延長利用料

¥100/1回

【前】7:40~7:59 【後】18:31~19:00

オ.長期休暇の加算保育料

春休み ¥1500 (4月利用料へ加算)、¥1500円 (3月利用料へ加算)

夏休み ¥6000 (7月利用料へ加算)

カ.運営費

¥500

キ.送迎運営費

平日の登所日数×100円 (月上限1500円)

*生活保護受給世帯は全額免除、児童扶養/就学援助受給世帯は月上限1000円です。

ク.保険料

児童一人当たり ¥4400 (入会月の利用料へ加算)

内訳: スポーツ安全保険 [区分A1] - 800円

児童クラブ共済制度 [区分B類] - 3600円

納付方法

納付方法は原則琉球銀行の口座引き落としです。

払込日は翌月25日です。(金融機関等の休日にあたる場合は原則翌営業日)

*残高不足などで引き落としが未処理となった場合には、月末までに現金手渡しでお支払いいただきます。

9. 保険について

入会児童は傷害保険（スポーツ安全保険 [A1] と児童クラブ共済制度 [B型]）に加入します。同保険は送迎中、及び保育活動中の事故に対して保証されるものです。風森学童で加入手続きをし、保険料は保護者負担となります。

*風森学童はその他に児童クラブ共済制度の賠償責任保険と各職員スポーツ安全保険へ加入します。

▷スポーツ安全保険

〈損害保険 保険金額〉

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

〈賠償責任保険 支払限度額〉

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円

〈突然死葬祭費用保険 支払限度額〉

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	葬祭費用180万円

参照：スポーツ安全協会 HP https://www.sportsanzen.org/hoken/kubun/kubun_i.html

▷児童クラブ共済制度

◆登録児童の傷害(ケガ)の補償(財団の傷害保険および特約と保険会社の普通傷害保険および特約で構成されています。)

保険金の種類	A型の保険金額と保険料			B型の保険金額と保険料		
		うち 財団部分	うち 保険会社部分		うち 財団部分	うち 保険会社部分
死亡・後遺障害保険金額	300万円	210万円	90万円	1,000万円	630万円	370万円
入院保険金日額	5,000円	4,000円	1,000円	7,500円	6,000円	1,500円
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ② ①以外の手術の場合			【入院保険金日額】×10 【入院保険金日額】×5		
通院保険金日額	2,000円	1,500円	500円	3,000円	2,000円	1,000円
療養保険金(30日以上療養)	2万円(財団の保険部分のみ)			3万円(財団の保険部分のみ)		
登録児童1名あたりの保険料 (12か月分)	1,800円	うち 財団部分 1,250円	うち 保険会社部分 550円	3,600円	うち 財団部分 2,153円	うち 保険会社部分 1,447円

(注) 財団の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約 保険会社の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約(準記名式契約)
熱中症危険補償特約
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

◆児童クラブの賠償責任の補償(保険会社の施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険で構成されています。)

◀補償内容▶

施設所有(管理)者賠償責任保険(児童クラブの施設・運営・管理上の不備による事故等)

区分	保険金支払限度額
身体障害	1名5,000万円、1事故3億円(免責金額1事故1,000円)
財物損壊	1事故500万円(免責金額1事故1,000円)

生産物賠償責任保険(児童クラブが提供した飲食物に起因する事故(製造者に責任がある場合を除きます。))等

区分	保険金支払限度額
身体障害	1名5,000万円、1事故3億円、保険期間中3億円 (免責金額1事故1,000円)

◀保険料▶

登録児童1名あたりの保険料	200円
---------------	------

参照：児童クラブ共済制度HP

https://manage.jidoukan.or.jp/upload/fr_main/1x/jidoukan/download/kyosai/2020/2020CSguide.pdf?v=20200420193138

10. 送迎について

授業終了後、学校から風森学童まで送迎を行います。送迎は風森学童の校区内（大岳小学校、清水小学校、久米島小学校）の運行となります。学童から自宅までは保護者のお迎えが必須です。土曜日や長期休暇中等期間中は送迎がございません。保護者による送迎をお願いします。原則保護者の送迎をお願いしており、子どもだけのみで徒歩や自転車を利用しての登所はご遠慮いただきます。

*送迎時でもできる限り児童に寄り添う形で対策と対応をいたしますが、送迎車へのスムーズな乗車ができない（乗車拒否、急な居残りによる遅れ等）場合には次のような対応となることをご理解いただきます。

- ・ 後続の送迎ルートに影響が生じる場合はドライバーの判断で児童に学校待機を伝え、出発させていただく場合があります。
(児童へは学校で待機し保護者の迎えを待つように伝えます。)
- ・ 定刻で送迎車への乗車ができず、児童が学校に残ることになった場合は、その間の安全面の責任は学童側で負うことはできません。(送迎車乗車以降を学童での預かりとみなします。)
- ・ 送迎車は出発前に必ず児童のシートベルト着用を確認し発車します。スタッフが指定する席への着席およびシートベルト着用を拒否する場合は、送迎をお断りします。
(各送迎車はドライバー1名での送迎となります。シートベルト着用拒否または着用後に勝手に外してしまう、運転中に席を立ってしまうなど、送迎ルールに従えない場合は安全面の保証はできかねます。送迎が難しい児童は送迎サービスをお断りさせていただく場合があります。)
- ・ 当日児童の送迎ができないことが分かった段階で、風森学童から保護者の方へ電話でご連絡させていただきます。保護者による送迎で学童へ来ていただくか、その日は学童を欠席いただくこととなります



このマークが送迎車の目印です

1 1. 台風時の対応

原則として、久米島町教育委員会及び各学校の取り決めに準ずるものとします。

〈学校登校日〉

ア. 暴風警報が発令されている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・休所

イ. 正午（12：00）までに暴風警報の解除があった場合・・・・・・・・開所

①学校給食 有→通常の下校時間に学童の送迎車で登所

②学校給食 無→ご家庭で昼食をお済ませの上14：00以降に保護者送迎で登所

ウ. 正午（12：00）以降に暴風警報が解除となった場合・・・・・・・・休所

エ. 学校登校後に暴風警報が発令され下校することになった場合・・・・・・・・休所

オ. 暴風警報が発令されていない場合でも途中で下校となった場合・・・・・・・・休所

〈長期休暇・学校休校日〉

暴風警報が発令されている場合は**休所**となります。ただし解除になった場合の対応については以下の通りです。

ア. 6：30までに暴風警報が解除された場合・・・・・・・・通常通り8：00開所

イ. 12：00以前に暴風警報が解除された場合・・・・・・・・14：00開所

ウ. 12：00以降に暴風警報が解除された場合・・・・・・・・休所

〈学童保育中〉

学童保育中に暴風警報が発令された場合・・・・・・・・閉所

→ 一斉にご連絡をいたしますので、お迎えをお願いいたします

***台風の状況によっては、上記の取り決めに関係なく休所する場合がございます。**

学童の休所等緊急連絡をメールで行う場合、以下のアドレスから配信しています
下記のアドレスの登録並びに空メールの送信お願いいたします。

件名に児童名をご記入ください。

緊急時配信用アドレス

kinkyu.kazemorigakudou@gmail.com

***学童からお送りする緊急連絡にのみ使用します。返信はご遠慮ください。**

1 2. 病気・伝染症疾患について

新型コロナウイルス感染症対策について

登所時（送迎時）に児童、スタッフの検温を行います。

子ども、スタッフはマスク着用、手洗い、手指アルコール消毒、換気を実施します。
おやつは時間を分散し密集を避けます。

開所前後に建物内のアルコール消毒を行います。

お迎え時建物内に入る際は、入口のアルコール消毒とマスク着用をお願いします。

県・町の対策を基本としつつ、随時管轄課と連携協議しながら対応します。

※以下の①～⑥場合には必ずご連絡ください

①児童に感染の疑いがある（PCR 検査を受けた/受ける）

②児童が濃厚接触者と認められた

→陰性判明か濃厚接触から2週間経過するまで登所を控えていただきます。またその他対応は管轄課（久米島町福祉課）へ連絡し、保健所の指示に従います。

③同居家族に感染の疑いがある（PCR 検査を受けた/受ける）

④同居家族が濃厚接触者と認められた

→児童も濃厚接触者に該当する可能性があるため、ご家族の陰性が判明するまでは可能な限り登所を控えていただきます。また、児童がPCR 検査を受けることになった場合は再度連絡をお願いいたします。

⑤学校関係者（学童以外の児童や教職員）に感染の疑いがある（PCR 検査を受けた/受ける）

⑥学校関係者（学童以外の児童や教職員）が濃厚接触者と認められた

→学校が休校の場合は学童も休所となります。随時管轄課（久米島町福祉課）と相談し状況に即した対応を決定いたします。

*上記に限らず児童に風邪症状がございましたら、その旨ご連絡の上、登所はお控えいただきます。また、同居されているご家族に風邪症状がございましたら、極力登所をお控えいただきます。くれぐれも体調で気になる点があるときには無理をせず、また遠慮なくお伝えいただければと思います。

*各ご家庭におかれましても、学童以外の時間も感染対策に十分注意を払っていただき、学童での生活に関してもご理解ご協力をお願いします。

保育中に体調不良を訴えた（発見した）場合

児童の状態を見ながら、静養スペースで休養させます。

発熱した場合は 37.5℃ を基準とし、保護者へ連絡しお迎えをお願いいたします。

投薬について

クラブでは、原則として自発的処置としての投薬はいたしません。

投薬の必要がある場合には、各家庭の責任のもと薬を持参し、必ずスタッフに相談してください。とんぷく薬についても同様です。

伝染性疾患について

伝染性疾患（インフルエンザ・腸炎等）の疑いがある場合には、病院での受診をお願いいたします。

児童が病気により学校を休んでいる場合には、基本的に学童クラブでの保育は致しかねます。罹患後は医師の許可を得てから登所してください。

*学童への登所停止期間は学校保健法に準じます

〈学級閉鎖・学校閉鎖時における児童の受け入れ〉

◎学級閉鎖のクラスに在籍しているが症状がない児童

感染予防のため、その学級の児童は「うつらない、うつさない」の学級閉鎖の意図に沿って「家庭保育」へのご協力をお願いいたします。

1 3．特別支援が必要な児童の受け入れについて

療育手帳、診断名の有無に限らず、心理士・小児科医等の支援助言、及び保/幼/小学校にて個別・特別支援が必要とされている場合には、保護者から事前に情報のご共有願います。支援を要する具体的な事柄について、事前の聞き取りや面談を実施する場合があります。

1 4 . 減額・減免について

以下のいずれかの事由にあてはまる場合、保育料免除・減額を申請できます。

事由	保育料	備考
生活保護受給世帯	全額免除	保育料免除申請書を提出
児童扶養手当受給世帯	月額保育料の半額又は、	保育料免除申請書を提出
就学援助受給世帯	4,000 円のどちらか少ない額を減額	保育料免除申請書を提出

保育料免除・減額を希望する方は「久米島町放課後児童クラブ保育料金免除申請書」を入所申請時に、入所申請書と併せて学童クラブへ提出下さい。学童クラブが役場に照会届とともに提出します。申請されない場合は条件を満たしていても減額・免除されませんのでご注意ください。

1 5 . 風の帰る森学童クラブ利用における Q&A

入会要件について

Q1: 保護者の就労等は3日以上が要件ですが、日曜日を入れて3日働いている場合対象になりますか？

A1: 月曜～土曜日の間で3日以上です。日曜日は含まれませんので対象外です。

Q2: 勤務時間が不規則です。勤務先でどのように就労証明書を記入してもらえばよいですか？

A2: ①過去3か月の就労実績から平均し1週間における勤務日数を割り出します②その日に合うよう多く勤務した曜日や時間を勤務証明書に記入してもらって下さい。また、シフト勤務の場合は早番・遅番などの時間帯とそのシフト頻度等を備考欄に記入してもらって下さい。

申請について

Q1: 申請用紙はどこへ提出するのですか？

A1: 風森学童（銭田森林公園内）福祉課（仲里庁舎）、教育委員会（博物館）です。

Q2: 申請に必要な書類を紛失しました。どこで入手できますか？

A2: 風森学童（銭田森林公園内）福祉課（仲里庁舎）、教育委員会（博物館）です。また久米島町のHP上でダウンロードすることも可能です。

送迎について

Q1: 習い事で早退する場合、習い事場所までの送迎は学童クラブで行いますか？

A1: 送迎は致しません。習い事や家庭の事情で早退する場合、保護者（及び代行者）による送迎をお願いします。また、一度習い事で抜けてから再度戻ることは可能です。

利用料金について

Q1: 兄弟（姉妹）で入所の場合、兄弟（姉妹）割引はありますか？

A1: ありません。利用児童1人につき基本料金が発生します。詳細は【8.利用料】をご確認下さい

その他

Q1: 施設内を自由に見学できますか？

A1: 何月何日の何時に見学したい旨、事前にご連絡をお願いします。ご連絡がない場合の見学は基本的に受け付けておりません。なお当日体調不良の場合にはご遠慮願います。また見学時には入口で検温させていただきます。

Q2: 休会はどのくらいできますか？

A2: 最大2ヶ月休会できます。2ヶ月以上については退会対象となります。個別でご相談ください。また退会后、年度途中に再入会できますが定員に空きがない場合は、入会できない場合もありますので予めご了承ください。

Q2: 受け入れ人数は何人ですか？

A2: 「受け入れ人数」は概ね50名前後となります。（児童の状況やスタッフ配置により受け入れ人数は変動します。）

16.指数

・利用基準指数は「基準指数」と「調整指数」を合計した数値です。学童保育利用希望者が受け入れ人数（上限数）を上回った場合、利用基準指数の高い児童から利用決定します。

・「基準指数」については保護者のどちらか低い方の指数を適用します。

・就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は該当する指数の一番高い指数を適用します。適用方法事例については【17.資料】をご参照下さい。

①基準指数

保護者の状況 1				指数
就労	自宅外勤務・自営業 自宅以外での就労の場合とする。	週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	10
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	9
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	8
		週 4 日	午後 5 時以降に勤務終了	9
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	8
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	7
		週 3 日	午後 5 時以降に勤務終了	8
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	7
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	6

保護者の状況 2				指数
就労	自宅内勤務・自営業 日常生活の場（申請住所）と同一居宅内で就労している場合とし、内職も含む。同一敷地内・同じ建物内・隣接の建物内も含む。	週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	9
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	8
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	7
		週 4 日	午後 5 時以降に勤務終了	8
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	7
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	6
		週 3 日	午後 5 時以降に勤務終了	7
			午後 4 時から 5 時前に勤務終了	6
			午後 3 時から 4 時前に勤務終了	5

*「自営業」とは農業、漁業、畜産等に従事されている方、フリーランスで就労されている方も含みます。

保護者の状況 3			指数
疾病 入院または自宅療養のため常態として児童の保護にあたれない状況にあること	長期入院	1ヶ月以上	10
	自宅内療養	常時病臥	10
		精神疾患 1,2 級	10
		上記以外の精神疾患	8
		一般療養	6
障害 右記のいずれかの手帳を交付されており常態として児童の保護にあたれない状況にあること	・身体障害者手帳及び精神障害者福祉手帳 1,2 級 ・療育手帳 A1,A2,B1		10
	・身体障害者手帳及び精神障害者福祉手帳 3 級 ・療育手帳 B2		8
看護・介護 親族等の看護や介護ため常態として児童の保護にあたれない状況にあること	日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護 4,5 の高齢者 ・身体障害者手帳 1 級,2 級 ・療育手帳 A1,A2 ・その他、上記同様の状態のある者	自宅外	10
		自宅内	7
	日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護 3 の高齢者 ・身体障害者手帳 3 級 ・療育手帳 B1,B2 ・その他、上記同様の状態のある者	自宅外	9
		自宅内	6
	入院している者の付添い		10

保護者の状況 4			指数
就学・就学のための技能 習得	通学が 週5日以 上	午後5時以降に授業終了	10
		午後4時から5時前に授業終了	9
		午後3時から4時前に授業終了	8
	通学が 週4日	午後5時以降に授業終了	9
		午後4時から5時前に授業終了	8
		午後3時から4時前に授業終了	7
	通学が 週3日	午後5時以降に授業終了	8
		午後4時から5時前に授業終了	7
		午後3時から4時前に授業終了	6
求職活動中（採用内定者）	<p>①2021年4月中に採用が内定している方で勤務内容が申請時に未確定の場合は右の基準値とする</p> <p>②内定証明書等に勤務日数や勤務時間が明確に示されている場合はそれをもとに基準指数を算定する</p> <p>③現在求職中として学童クラブを利用する場合は2ヶ月を限度とする。その後就職が決まって勤務内容等が明確になれば新たな勤務証明書を提出し基準指数を算定する。ただし、2ヶ月過ぎても求職状態が変わらない場合は退所となる。</p>		5
その他	妊娠・出産（出産月＋産前産後2ヶ月、最大5か月間）		7
	災害		10

*「出産」とは出産に要する期間を指し出産後に取得する育児休業期間を含まない。保護者が育児休業を取得している場合は利用要件に該当しない。

②調整指数

ア. 学年

1年生	+ 3
2年生	+ 2
3年生	+ 1
4、5、6年生	± 0

イ. 児童の出席日数

週5保護を必要としている児童で習い事等での欠席で週3日の出席となる場合	- 2
週6保護を必要としている児童で習い事等での欠席で週4日の出席となる場合	
週4保護を必要としている児童で習い事等での欠席で週3日の出席となる場合	- 1
週5保護を必要としている児童で習い事等での欠席で週4日の出席となる場合	
週6保護を必要としている児童で習い事等での欠席で週5日の出席となる場合	

ウ. 世帯の状況

ひとり親世帯	1・2年生	+ 2	単身赴任中、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による逃避の場合を含む
	3年生以上	+ 1	
両親の不存在等により親族等が養育している場合		+ 1	
就労等していない在宅の祖父母以外の同居または同一敷地内（隣接敷地、集合住宅）親族がいる場合		- 1	「親族」とは自立した日常生活が可能な20歳以上、75歳未満の親族とします
生活保護世帯		+ 2	
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		特例	

*祖父母・親族が就労等している場合、就労証明や健康状態等の申出書を提出頂くことで調整指数として考慮します。

エ. 特別支援児童

1年生～6年生	+ 1
---------	-----

17. 資料

▶ 1. 入会要件より

② 児童の状況 保護が必要な日と出席日数の考え方と例について

「保護が必要な日」とは「保護者双方の就労等が重なっている日」であり、それが月曜日～土曜日に3日以上（1年生については2日以上）あることが要件です。日曜日は閉所となり対象外です。

▷保護の必要な日数：4日の場合

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労	父	週5就労	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
	母	週5就労	休	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休
保護の必要な日判定			×	●	●	●	●	×	

保護者の片方が休みの場合は保護の必要な日には当たらない為、保護の必要な日数は「4日」となる

▷保護が必要な日の出席が3日以上（1年生は2日以上）あることが要件で定期的な習い事等に通う場合はその日数を差し引いて換算します。

出席日数：3日の場合

	月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定	×	●	●	●	●	×	
出席状況	欠席	出席	出席	出席	欠席	欠席	
欠席理由	保護者休				部活	保護者休	
出席日数の判定	×	●	●	●	×	×	

定期的な習い事、部活等で欠席の場合は出席とみなされず、出席日数は3日となる

▶ 16.指数より

就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は該当する場合の基準指数の考え方例

(例) 父・母ともに就労かつ親族の介護の場合

	保護者の状況	基準指数	適用する基準指数
父	週5勤務かつ18時勤務終了	10	×
母	週3勤務かつ18時勤務終了	8	8
	要介護認定3の祖母を自宅内で介護	6	

*「保護者」とは父・母またはそれに代わる方（現に監護している方）が該当します

銭田森林公園内の安全管理について

現在、風の帰る森学童クラブのある銭田森林公園は、町の造園作業が行われており、大型トラックや工事用の重機が常に稼働しております。また、元々岩が多く出土する土地のため、大きな岩も多く見られます。今後もこのような状況が続く予定です。

そのため学童では工事エリアと活動エリアを区切るための仕切りを常設し、目視で確認できる安全対策を行います。また工事現場に限らず、広大な公園の中ではハブ対策と安全管理ため定期的に手入れのできない場所や岩が目立つ場所などには工事エリア同様に立ち入り禁止エリアとし、目視で確認できるよう安全対策を行います。日常から子どもたちには立ち入らぬよう安全指導を行います。

*スタッフは安全な活動のために活動エリアの整備や見守り支援を行います。仮に注意や制止にも関わらず立ち入り禁止エリアへ立ち入り、怪我などに繋がった場合は責任を負いかねます。

入会のしおり

当学童クラブは、2020年4月に始まった久米島町初めての学童クラブです。運営は一般社団法人帰風舎が行っています。活動の拠点となる銭田森林公園の建物は、6000冊近い本に囲まれ、後ろには塩原の山、目の前には島々と海が広がり、東洋一の浜「ハテの浜」を眺めることができます。子どもたちが今しかない子どもの時間を存分に味わい、自然の中で自分のまま、のびのび過ごすことができるよう、保護者・地域の方々と協力して、豊かな放課後の暮らしづくりを目指しています。

1. 風森学童が大切にすること

▷子どもの声を聴く、子どもが参加する

子どもたちにとって居心地のいい場所にするためには、子どもたちの声を聴くことが欠かせません。風森学童は、子どもが安心して気持ちを伝えられる関係をつくります。

子どもはかざりでも、おまけでもありません。子ども自身が参加し、暮らしや遊びをつくり、決定する主体です。風森学童は、子どもたちがたくさん失敗でき、また何度でもやり直すことができる場所です。子どもの気持ちに寄り添い、時に待ち、時に見守ります。

▷子どものままだ自分のままだにられる場所をつくる

今しかない子どもの時間をたっぷり味わうことを大切にします。

友だちと駆け回る時間も、何もせずぼんやり海を眺める時間も、悩み、揺れる時間も、大人たちは奪いません。

風森学童は、子どもたちの得意なこと、苦手なこと、その中にある発達のねがいを認め合い、子どものままだ自分のままだにられる場所を目指します。

▷地域に関わり社会とつながる

風森学童に関わる大人も子どもも、地域の一員として、地域に住む人たちと話し、協力し合います。すべての子どもが安心して暮らし、のびのび遊ぶことができるまちづくりに参加します。

島外から訪れる人や文化と交流します。自分たちの住む島を知るだけでなく、自分たちとは違う社会や世界とも、すすんで出会いに行くことを大切にします。

2.風森学童の保育理念

▷気持ちに寄り添い遊びきる

楽しい、面白いと感じ、遊ぶのは子ども自身です。風森学童は一人一人の興味関心の根を広げ、遊ぶことそのものを大切にします。大人も面白がりながら、見守り、時にもっと楽しく面白くできないか一緒に考えます。熱中と飽きを繰り返しながらも、その都度その子が遊びきる支援を行います。

すべての一歩目となる「遊んでみたい」「やってみたい」という子ども自身の気持ちをつかみ、大切に育みます。

▷たっぷり休みたっぴり怠ける

風森学童では、遊ぶ時間が大切にされるように、子どもが心も体も休める時間、何もせずにぼーっとする時間、怠ける時間も大切にされ、奪われません。たとえ緊張した日々を過ごしても、学童へ帰って来ればホッと一息つくことができる、そんな居場所づくりを行います。

▷集団内の困りごとを大切にする

暮らしの中で起きる困りごとや衝突、葛藤、折り合いをつける機会は、自分も他者もより快適に過ごすための納得できる合意をつくる機会として大切にされます。他者の思いに触れ、自分の気持ちを伝える機会であり、自分たちで解決する機会でもあります。大人が何でも先回りをして、集団の中の経験を奪うことはしません。

▷自然の中で長く多様な経験をする

身近な自然の中で、冒険、観察、手入れ、休息など多様な経験を長い期間をかけて積み重ねます。時には不思議なことや、怖い思いもするかもしれません。そんな経験も含めて、自然の中で味わうことのできる感覚や気持ちを大切にします。

▷食の経験を味わう

風森学童は食べることだけではない、多様な食の経験を大切にします。

大勢で食べる。芝生の上で食べる。自分たちで畑を耕し、育て、収穫し、調理する。今まで知らなかった食べ物や料理を人や本から知る。食材に触り、観察し、匂いを嗅ぐ。食材や料理、食器などを通して他の国や地域の文化に触れる。

出てきたものをただ食べるだけでなく、食への興味を持てるきっかけや、食べるまでの物語、食べた後の物語を知るきっかけとなる経験を大切にします。

3.風森学童の運営

風の帰る森学童クラブは「一般社団法人帰風舎」が運営しています。学童の運営費は行政からの補助金（国・県・町）と、各保護者からお預かりする利用料で成り立っています。

2019年久米島町に届出を行い、「久米島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「久米島町放課後児童健全育成事業実施規則」に基づいて運営しています。

「一般社団法人帰風舎」とは

銭田森林公園内の建物を拠点に、学童以外にも次の事業を通して、久米島の自然を未来へつなぎ、子どもたちがのびのび遊び、また訪れた人がまた帰ってきたくなる場所をつくることを目的に活動しています。

1. 保養を必要とする親子に対する保養事業
2. 「風の帰る森文庫」管理事業
3. 学童保育（放課後児童クラブ）運営事業
4. 里山づくり事業
5. 親子に対する教育活動
6. 芸術文化工芸の推進活動
7. 地産地消、地場産業、町づくり計画の推進活動
8. 前各号の基盤となる宿泊・物販・飲食・サービス事業前各号に付帯する一切の業務

4.持ち物（常に学童へ置いておいていただくもの）

- ・着替え一式以上（下着を含む）／タオル1枚以上
- ・マイカップ（割れにくいもの/学童で洗浄、衛生管理いたします）
- ・帽子（外遊び時に暑さ対策と頭を守るためにかぶります）
- ・靴/サンダル（銭田森林公園にはサンダル不可の遊び場があります）

※初めての登所日（ ）にお持ちください。

※細かいものにもすべて名前を明記してください。

※学童にも貸し出し用の着替えはありますが、下着は買取となります。

- ご家庭で使わない工作資材（テープ、折り紙、厚紙、絵具、筆など）や手芸資材（布、毛糸など）ありましたら随時ご提供受け付けています！

次の（１）～（３）の持ち物にはご注意ください

（１）おもちゃ

- ・風森学童の時間は異年齢の子どもの関わり合い、自然の中での遊びを基礎とした生活づくりを重視する為、ゲーム機器類（ハイテク電子機器、スマホ等）の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。その他私物（アナログおもちゃも含む）を持ってくる場合には、①他の子が「貸して」「やりたい」と言ったら貸せるものか、②破損、紛失しても大丈夫か、を本人に（場合によっては保護者も）確認いたします。

（２）お金

- ・不要なトラブルを防止する観点から金銭の持ち込みも禁止とさせていただきます。
- ・どうしても金銭を持たせる必要がある際には必ずスタッフにお声掛けください。

（３）お菓子

- ・アレルギー源の混入の観点から、特別持ち込む必要のない児童のお菓子の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。

5. 昼食・お弁当・おやつ

土曜日と学校休業期間中（春・夏・冬休み）は希望する児童に対し、昼食を提供します。希望されない児童には必ずお弁当の持参をお願いします。

学校振替休日や臨時休校時については、昼食提供はありませんので必ずお弁当の持参をお願いします。

- ・申し込み方法：前月に送られてくる Google フォームで申し込む
- ・申し込み期間：前月末
- ・キャンセルについて：欠席等何らかの事情で昼食利用をキャンセルする場合は以下の料金がかかりますのでご理解の上お申し込みください。
 - *前日までに昼食利用キャンセル…¥ 0
 - *当日昼食利用をキャンセル…¥ 300
- ・お弁当の代わりに現金を持たせることはご遠慮ください。
- ・風森学童では上記にかかわらず、おやつ（補食）と飲み物を用意いたします。
- ・おやつは施設内で作った手作りのものや市販のものが基本ですが、不定期に島内のお店やさんのおやつもございます。

6.学童への連絡

▷月ごとの出欠席

Google フォームを使って月毎の出欠席を確認します。

変更がある場合には、必ず保護者の方より学童クラブへ直接ご連絡下さい。

*児童本人や友達から出欠席を口頭で伝えることはご遠慮ください。

〈Google フォーム使用の流れ〉

- 1、翌月の出欠席などを記入する Google フォーム（アンケート）を送信します
- 2、送られてきたフォームに回答していただきます
*直後にご自身の回答内容が返信されてきますので保存をお願いします
- 3、回答後に変更がある場合は前月の期限日までをお願いします
当月に入ってからメールやお電話で変更のご連絡をお願いします

▷当日の欠席連絡

開所後は電話でのご連絡をお願いします。開所前のご連絡はメールも可です。

- ・平日→12：00まで
(スタッフは概ね11：00からは電話を取れる状態です)
- ・土曜・長期休暇等→9：00まで
(スタッフは概ね7：30からは電話を取れる状態です)

風の帰る森学童クラブ

TEL： 080-6498-2574

MAIL： kazemorigakudou@gmail.com

※事前にご登録お願いいたします

7.宿題について

風森学童では、子どもたちが落ち着いて机に向かえる環境や子ども同士教えあう環境をつくりたいと考えていますが、宿題を必ずやる（やらせる）場所ではありません。

- ①風森学童は子どもたちの自己決定と主体性を尊重します。宿題は各学級の先生との約束ではありますが、時間や場所、そもそもやるかやらないのかを自分で考え決めることも、主体的な経験として保障したいと考えています。スタッフは状況に応じて声をかけ、子どもの気持ちに寄り添った支援したいと思います。
- ②学習面でのつまずきや挫折へ専門性を持った学習支援はできません。しかし学習のつまずきは子どもの生活そのものへ影響します。その視点から学習の困っているポイントを支援するために保護者・学校と情報共有を行う場合がございます。また、悔しさや揺れる心に寄り添い見守ること、勉強だけでない世界を共に発見し楽しむこと、勉強につまずいても存在を丸ごと肯定される場所をつくること、これは風森学童の出来得ることであり、学童（福祉事業）の可能性だと考えます。
- ③風森学童として宿題の意義や賛否について定めることは致しませんが、「宿題をする」ことが、「遊ぶ」ことや「休む」ことよりも素晴らしく、「遊ぶ」こと「休む」ことがダメなこと、という物差しは用いりません。（遊ぶことは手段ではありませんが、自由な遊びそのものは、子どもたちの学びに欠かせないことだと考えます。）
- ④各家庭の事情で宿題への不安などある時にはぜひご相談ください。上記のように子どもの内発性や意向を大切にしながら、それぞれのご家庭の支援のかたちを共に模索したいと考えています。

8.育成支援の内容

子どもたちは毎日の生活の中で様々な経験を通して学び、成長・発達していきます。スタッフは一人一人が大切にされ、仲間たちと楽しく遊び、生活できる環境づくりを行います。

〈主な内容〉

自由遊び：公園内での集団遊びや水遊び、室内でのゲームや伝承遊びを行います

自然遊び：季節ごとの植物や生き物を観察し触れ合います

ものづくり：手芸や木工など道具の使い方を教わりながら創作を楽しみます

おやつづくり：時間のある1日保育時などに子どもたちと一緒に作ります

地域活動：地域のビーチクリーンや赤土流出防止のグリーンベルトなどを行います

行事に関してご協力のお願い

各種行事には保護者の参加やご協力を必要とします。様々な活動を通して保護者とスタッフが繋がり連携していけるよう、交流や行事を企画していく予定です。学童での子どもたちの様子を知る機会としてもぜひ積極的にご参加頂ければと思います。

〈行事予定〉

月	ねらい	行事の一例
4	これから新しく一緒に過ごす友達を知り、人・場所・生活に慣れる。	新入生歓迎、安全指導、地域交流、銭田地域（森林公園）散策、安全指導、避難訓練、地域交流など
5		
6	自分の好きな遊びを見つけ る。梅雨に向けて室内の盛り上がりをつくる。夏休みペースに慣れ、休みながら遊ぶ。普段取り組みにくい長期的かつ長期間の取り組みへ挑戦する。	地域交流、避難訓練、親子レク交流会、水・泥遊び、子ども夏まつり、お泊まり会、映画鑑賞会、長い創作活動、ビーチクリーン、謎解き宝探し、風森アドベンチャー、みどり丸遭難事故追悼式など
7		
8		
9	夏休みの過ごし方から学校と学童の生活へなれる。夏休みとの連続性を楽しむ、振り返る。そして冬へつなげる。	夏休み活動報告会、風森農園種まき祭、地域交流、世界の食卓、読書会、避難訓練、塩原グスク会、地域交流、ボードゲーム大会、グリーンベルト体験など
10		
11		
12	銭田地域の自然に触れ、集団遊びを楽しむ。今年度に取り組んだことを改めて振り返り、実感しつつ自分と友達の成長を感じる、認め合う、労う。	保護者会、クリスマス会、地域交流、火を囲む会、年越し会、餅つき、風森農園収穫祭、ムーチャー作り、地域交流、年間活動報告会、卒所会など
1		
2		
3		

9.災害時の避難場所について

保育中に地震や津波などの災害が起こった場合の緊急避難場所は銭田森林公園内の指定場所（駐車場）になります。避難場所は災害の種類/状況次第で変わります。

*銭田森林公園は津波に対する久米島町指定緊急避難場所となっています。

*年間を通して火災、地震、津波、不審者等の避難訓練を子どもたちと実施します。

10.児童虐待等防止について

風森学童では利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置き、スタッフに対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。また虐待が発生または疑われる場合は、迅速かつ的確な対応と関係機関への通告をいたします。

11.個人情報保護について

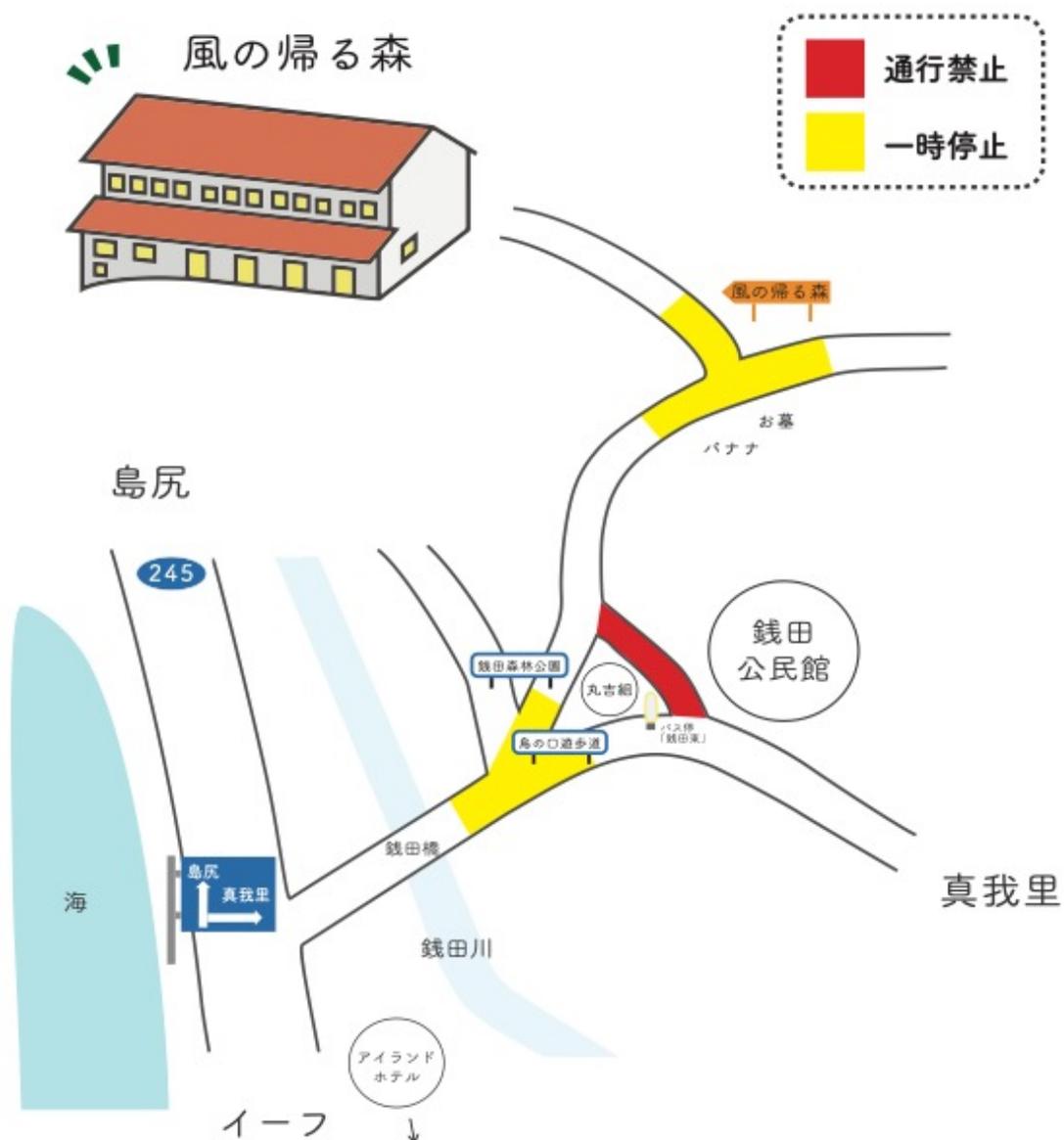
風森学童ではその業務上知り得た子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱いいたします。

12.要望・苦情窓口について

私たちは子どもたちが風森学童でのびのび、いきいき過ごし、且つ保護者の皆さんが安心してお子さまを預けていただけるよう最善を尽くし育成支援を行います。

運営全般について気になる事、ご意見、ご要望等があればいつでも気軽にお声掛けください。お電話は風の帰る森学童クラブ（TEL：080-6498-2574 責任者：池川広太）へお問い合わせください。

1 3.風の帰る森周辺地図／通行ルール



風林学童

運営 一般社団法人帰風舎

住所 〒901-3113 字銭田1141-3

電話 080-6498-2574

メール kazemorigakudou@gmail.com (平時)

kinkyu.kazemorigakudou@gmail.com (緊急時)